

練馬区立学校（園）

改訂版感染予防のガイドライン

（新型コロナウイルス感染症）

第四改訂版

本ガイドラインは、国および都において状況の変化が見られた場合には、適宜変更することがあることを前提に示すものである。

練馬区教育委員会

令和4年4月1日現在

令和4年4月以降の教育活動は、引き続きマスクの着用、手指消毒、こまめな換気、身体的距離（少なくとも1 m程度）の確保等の基本的な感染予防対策を徹底した上で、可能な限り通常どおり実施することとする。

なお、新しい生活様式を踏まえ、各教育活動においては、ねらいに基づく内容の見直しを図り、準備および実施時間の縮減や分散実施などによる規模の縮小、ICT機器の利活用による多様な行い方の工夫等を推進するものとする。

各学校（園）には、本ガイドラインを令和4年4月以降の教育活動における感染予防および教育活動の指針とされたい。

なお、本ガイドラインは、今後の感染症の状況に応じて改めて改訂、または、別に通知することにより、一部変更することがある。

目次

- 1 学校（園）における感染予防対策・・・・・・・・・・ 1
- 2 登校の判断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 教職員の健康管理・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 4 感染者等が発生した際の対応・・・・・・・・・・ 9
- 5 都および区内感染者の発生状況を踏まえた措置・ 10
- 6 幼稚園において特に留意すべき事項について・・ 10
- 7 学びの保障・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 8 子どもたちの心のケア・・・・・・・・・・・・ 12
- 9 教育活動の実施に当たっての配慮事項・・・・・・・・ 12

1 学校（園）における感染予防対策

（1）日常的な感染予防策の徹底

① 幼児・児童・生徒

ア 幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）に対し、手洗い（登校時や給食前、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用後など）、咳エチケット（ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆う、マスクの着用など）の励行について指導する。

イ 児童生徒等（及び保護者）には、毎朝、自宅で検温するよう指示するとともに、発熱等の風邪の症状がみられるときは、無理をせずに自宅で休養するよう指導する（児童生徒等には、検温票を配付し、毎日記入・提出を求める。）。

ウ 登校前に確認できなかった児童生徒等については、保健室等での検温および風邪症状の確認をする。

エ 登校した児童生徒等に発熱等の症状が見られる場合は、可能な範囲で接触者が生じない部屋に当該児童生徒を移動させ、保護者に連絡を行って引き取りを依頼し、保健所への相談や病院の受診を促す。また、保護者引き取り後の対応経過や今後の対応について、適時保護者に連絡を行って情報共有する。

※体液に触れる処置が必要な場合は、必要な感染予防策（ゴム手袋やフェイスシールド等）をとって対応し、前後の手洗いを徹底する。

オ 咳エチケットで出たごみ（鼻をかんだティッシュ等）を捨てる専用のごみ箱等を準備する。ごみ箱にポリ袋をかぶせ、中のごみの量は八分目までとする。

※ゴミ箱内のごみの最終処理は教職員が行う。中のごみをまとめる時は、中身に直接触れないように静かにしっかりしばり、燃えるゴミに出す。マスクを着用して作業し、作業後は流水と石けんで手を洗う。

② 教職員等（外部人材含む。）

ア 教職員等は、児童生徒等と接することから、手洗い、咳エチケットの励行や健康管理等の感染症対策を一層、徹底する。

イ 校園長（以下、校長とする）は、教職員等に毎朝自宅で検温を行わせ、適切な健康管理に努めるとともに、健康状態に不安がある教職員等には無理な出勤を避けるように積極的に促し、発熱等の風邪の症状がみられるときは自宅で休養させるなど、適切な措置

を確実に講じる。

③ 校内環境

ア 校内に液体石けんや消毒用アルコールを設置するなど、手指衛生を保てる環境を整備する。

イ 適切な環境保持のため、教室等のこまめな換気を心掛けるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努める。

換気は、教室のドアや窓をできる限り常時、少なくとも30分に一回以上、数分間程度、二方向開放し、換気設備を設置している学校においては、適切に使用する。

※雨天時、強風時、冷暖房稼働時も、こまめな換気をできる限り工夫して行う。

※窓の開放による児童生徒等の落下事故等を防ぐため、必要な安全対策や安全指導を行う。

※屋内における衣類による防寒については柔軟な対応をする。

ウ 水分補給は、児童生徒等が水筒を持参する等の対応を基本とする。冷水機を使用する場合は、冷水器周辺に児童生徒等が滞留しないよう工夫を行うとともに、唾液を介した感染を予防するための衛生指導を行う。

④ 消毒作業

ア 消毒作業は、通常の清掃活動の一環として、新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤等（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）を用いて、発達段階に応じて児童生徒等が行っても差し支えない。この場合、清掃活動後の手洗いを徹底する。

イ 児童生徒等大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は1日1回、拭き掃除（アルコールや次亜塩素酸ナトリウムや家庭用洗剤で）を行う。

※アルコールや次亜塩素酸ナトリウムによる消毒は、原則、用務主事または教員等が行うものとする。

ウ 床や机、椅子は通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はない。児童生徒等に清掃を行わせる場合は、清掃活動後の手洗いを徹底させる。

エ トイレや洗面所は家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はない。

オ 器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度

消毒は行わず、使用前後に手洗いをを行うよう指導する。

カ 上記清掃活動は、学習指導サポーター、スクール・サポート・スタッフが行うことや地域の協力を得て実施することも可とする。

⑤ その他の日常的な指導

校外においても密集・密閉・密接を避けて生活することについて、家庭と連携した指導を行う。

(2) 教育活動上の対策

マスクの着用、手指消毒、こまめな換気、身体的距離（少なくとも1m程度）の確保等の基本的な感染予防対策を徹底した上で、各種活動に応じた対策を講じて実施するものとする。

① 集会等

施設規模等に応じた人数制限を行った上で実施する。また、校内放送やICT機器を積極的に活用する。

② 感染予防対策に留意した各教科等の指導

ア 授業中、児童生徒等および教員はマスクを着用することを原則とする。

※体育の授業時はマスクを着用させる必要はないが、身体的距離を保つなどの感染予防対策について必ず指導する。なお、参集させて指導を行う場合や話合い場面では、マスクを着用させる。

※屋外活動中や登下校時など、特に熱中症を発症する恐れがある場面においては、自らの体調に応じてマスクを外すことを指導する。

※マスクを外す際は、ゴムひもをつまんで外し、手指にウイルスが付着しないよう、なるべくマスクの表面には触れず、内側を折りたたんで清潔なビニールや布等に置くなどして清潔に保つようにする。

イ 授業におけるグループや少人数での話合い・教え合いなどの活動はマスクの着用、1メートル程度の身体的距離の確保、短時間での実施など、感染予防対策を講じた上で実施する。

ウ 実技系教科等における各活動の行い方等については、次のとおりとする。

・屋外や運動施設における運動は、必要に応じたマスクの着用や可能な限りの接触の回避等の工夫を講じた上で実施する。

- ※柔道・剣道等および体づくり運動等の一部などは、組み合うことを避けた活動のみとする。
- ※なお、体育館や武道棟で実施する場合は十分な換気を行う。
- ・水泳・水遊びは、今後実施の可否を判断する。
- ・屋内における歌唱は、マスク（鼻と口の両方を隙間なく覆う形状のもの）を着用して行う。また、1～2メートル程度の身体的距離の確保や前後の列において児童生徒が重なって位置しない隊形とするなどの対策を講じた上で実施する。
- ※合唱コンクールや儀式的行事における合唱は、上記の対策を前提として、学校規模や施設規模に応じた参加者の制限を行った上で実施する。ただし、令和4年度入学（園）式における歌唱は中止する。
- ※屋内におけるフェイスシールドやマウスシールドのみを着用しての歌唱は不可とする。
- ※屋外における歌唱は、十分な身体的距離を取った上でマスクを外して行うことも考えられる。
- ・屋内におけるリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器（金管・木管楽器を含む）演奏は、1～2メートル程度の身体的距離の確保や前後の列において児童生徒が重なって位置しない隊形とするなどの対策を講じた上で実施する
- ※管楽器のベル部分からの飛沫防止に十分配慮する。
- ※歌唱や管楽器の演奏は可能な限り短時間の活動とし、歌唱や演奏を行わない時間はマスクを着用する。
- ※児童生徒の発達段階に応じて立ち位置にマーキングをするなどの接触および密回避対策を講じる。
- ・調理実習は、持ち場や役割分担を明確にするなどして、密な状況を避ける工夫を可能な限り講じた上で実施する。調理後の喫食では、児童生徒が対面しない座席配置としたり対面や並列する児童生徒の間にパーテーションを置いたりするなどの対策を講ずる。
- ・理科等における実験・観察は、活動するグループの人数を可能な限り少なくし、顔や頭を寄せ合う状況を避けることの指導を行った上で実施する。
- ※体育用具、楽器、実験器具、パソコン、ミシン等の共用の用具・教具を使用する際は、使用前後の手洗いを徹底する。

③ 給食

- ア 配膳前後の手洗いを徹底する。
- イ 配膳にかかる工程が少ない献立の給食を提供する。
- ウ 配膳の際は、児童生徒等が間隔を空けて並ぶなどの工夫を行う。
- エ 児童生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話を控えさせる。
- オ 喫食の終わった児童生徒にはマスクを着用させる。

④ 清掃活動

密接・密集な状況を生む活動を除いた活動に取り組ませるなど、感染予防対策を適切に講じた上で実施する。

⑤ 休憩時間

- ア 可能な限り休憩時間ごとに教室等の窓を開放し、十分な換気を行う。
- イ 特別教室や校庭等での活動後、また、トイレ使用后などに、手洗いを徹底する。
- ウ トイレ、手洗い場などで、密な状況をつくらぬよう事前の指導を行う、教員が見守りや声掛けを行うなど、可能な限りの指導を行う。

⑥ 部活動

別添資料「令和4年4月以降の部活動について」に基づき実施する。

⑦ クラブ・委員会活動、生徒会活動

各教科等の活動の取り扱いと同様とし、感染予防の視点で活動内容の工夫や時間の短縮を行う。

⑧ 学校行事

- ア 新しい生活様式を踏まえ、参加人数や内容の縮小および活動時間や準備時間の縮減等の工夫を講じた上で実施する。
- イ 避難訓練は密な状況を避けて実施する。学校規模等により密な状況を避けられない場合は実施しないが、趣旨に基づく指導は学級を単位として、または校内放送等を活用して実施する。
- ウ 健康診断は、円滑な測定等が行われるよう、検診時の待機者が滞留しないよう工夫を行う。
- エ 区立宿泊施設を利用して行う宿泊を伴う校外学習および公費によって行う校外学習は、保健給食課が示す「練馬区立学校（園）改訂版感染予防のガイドライン等に基づく宿泊を伴う校外学習のガイドライン」に基づき実施する。
- オ 修学旅行および私費によって行う校外学習は、各交通機関や事

業者等が示す制限や感染予防対策を踏まえるとともに、保護者への説明を丁寧に行い、十分な理解を得た上で実施する。

カ 徒歩による校外学習は、基本的な感染予防対策を講じて実施する。

⑨ その他の教育活動

ア 中学校における職場体験学習は、各事業所の同意を得るとともに、保護者・地域等への説明を丁寧に行い、十分な理解を得た上で実施する。

イ 学校公開、道徳授業地区公開講座などの地域と連携して行う行事は時間の制限、人数の制限、分散実施等の工夫により、密接・密集する状況を避けて実施する。

※参加者にはマスクの着用を求める。

※在籍する児童生徒等の保護者以外の来校者があることが予想される場合は、氏名・住所・連絡先の記入表等を用意して来校者に記入を求め、一か月間保存するなど、感染者が発生した場合の接触者の特定等に備えるようにする。

ウ ゲストティーチャー等外部人材を活用して行う学習活動については、その他の教育活動と同様の感染予防対策を講ずるとともに、外部人材の連絡先を一か月間保存するなど、感染者が発生した場合の接触者の特定に備えるようにする。

※可能な場合は、ゲストティーチャー本人の体調について自己申告してもらうなどの対策をとる。

※ウェブ会議システム等による実施を積極的に検討する。

⑩ 保護者会等およびPTAによる活動

ア 保護者会は、ウェブ会議システム等による実施を積極的に検討する。保護者に参集を求める場合は、広さにゆとりのある会場での実施や分散実施、事前の文書配布による時間短縮などの工夫を行う。

イ PTAが主催する児童生徒向け行事等は、本ガイドラインを踏まえた対策を講じた上で実施する。

⑪ 登下校時の対策

ア 集団登校を実施する場合は、密な状態をつくらぬよう指導を行う。

イ 靴の履き替え等により密な状況が発生する恐れがある場合は、必要に応じて昇降口等で教職員が指導を行う。

ウ 避難訓練と関連させた集団下校を実施する場合は、密な状態を

つくらぬよう指導を行う。

⑫ 欠席連絡

家庭からの欠席連絡には電話、または、Google フォームを利用する。

2 登校の判断

(1) 児童生徒等に風邪症状が見られる場合について

① 児童生徒等に風邪症状が見られる場合は、登校しないよう当該家庭に要請する。

② 児童生徒の感染はそのほとんどが家庭内感染であることを踏まえ、児童生徒本人に風邪症状がある場合のみならず、その同居家族に発熱等の風邪症状がある場合にも、登校を見合わせるよう当該家庭に協力を要請する。

※①②とも出欠の扱いは「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

(2) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合について

保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染予防対策について十分説明するとともに、学校の運営方針について理解を得るよう努める。その上で、地域において感染経路の分からない患者が急激に増えているなどの理由により、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

(3) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等について

① 医療的ケア児が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき、保護者と連携しながら個別に登校の判断をする。

- ② 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、保護者と連携しながら個別に登校の判断をする。
- ③ 校長が登校すべきでない判断した場合、出欠の扱いは「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

(4) 海外から帰国した児童生徒等について

- ① 留学等から帰国した生徒については、国の規定で入国後の自宅待機期間が設置されている場合は、その期間は外出を控え、自宅に滞在するよう要請する。
- ② これらの場合の出欠の扱いは「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

3 教職員の健康管理

- (1) 毎朝自宅で検温し、風邪症状を確認の上、出勤時に「検温表」に体温等を記入する。学校において「検温表」を常備し、出勤時に記入できるようにしておく。

管理職は、毎日、「検温表」の記載内容を確認し、3週間は保管する。

- (2) 風邪の症状がみられるときには、決して無理せず自宅で休養する。

出勤後に発熱等体調が悪くなった場合は、すぐに管理職に報告し帰宅することとし、公共交通機関を使う場合は、マスク等を装着し、できる限り人と近距離で接触しないよう注意する。

※その後の出勤の可否については、医師の指導に基づき判断する。

- (3) 教員が感染者または濃厚接触者となった場合を想定した学校運営

体制（補教体制等）について検討をしておく。なお、抗原検査キット等を活用した教員の勤務に係る対応については、別途通知に基づき、適宜実施する。

- (4) 手洗い、咳エチケットを徹底し、近距離での会話や発声が必要な場面では、飛沫をとばさないようマスク等を装着する。
- (5) 勤務時間外においても、「3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人々が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場」を避けること。家族、同居者等も同様に認識していただき、行動自粛について徹底する。

4 感染者等が発生した際の対応

(1) 陽性者が判明した場合

① 児童生徒等

ア 陽性者が判明した場合、保健給食課に連絡の上「事故報告書」を提出する。

イ 当該校は、当該児童生徒等の学校内での活動状況および感染状況により、必要に応じて学級単位、学年単位等の臨時休業を行う。

ウ 当該校は、児童生徒の感染者が発生したことに伴い学級単位等の臨時休業を実施する場合や同一集団内で複数の感染が確認される等、校(園)内で感染拡大の可能性がある場合は、児童生徒の感染者の発生および今後の対応について、原則、全保護者に通知文または学校連絡メールにより周知する。なお、教職員の感染者が発生した場合は、原則、全保護者に通知文または学校連絡メールにより周知する。

エ 当該児童生徒等の活動範囲に応じた消毒を教職員および教育委員会等が実施する。

オ 当該児童生徒等については、治癒するまでの間、出席停止の措置を行う。濃厚接触者には、国の基準に基づき必要な日数の出席停止措置を行う。

② 教職員

「(1) ① 児童生徒等」と同様の取扱いとする。

なお、担当する保健所は、当該教職員の居住地域を管轄する保健

所となる。

- (2) 児童生徒等や教職員の同居家族等が濃厚接触者となった場合
家庭内等において濃厚接触者となっていない児童生徒等や教職員のいずれも通常的生活を行って構わないが、毎日の検温と健康観察を継続する。

保護者の判断により児童生徒等が欠席する場合は、「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

5 都および区内感染者の発生状況等を踏まえた措置

緊急事態宣言の再発令や新たな感染拡大防止に係る措置等が行われた場合、または特定の地域におけるクラスターの発生状況や区内の患者の発生状況等によっては、一部または全ての学校において、教育活動の一部制限や休業措置等を行う場合がある。

6 幼稚園において特に留意すべき事項について

幼稚園においては、前章までに述べた感染症対策を参照するとともに、幼児特有の事情を考慮し、以下の事項に留意する。

- (1) 幼児期は身体諸機能が発達していくとともに、依存から自立へと向かう時期であることを踏まえ、次のことなどに配慮する。
- ① 幼児が自ら正しいマスクの着用、適切な手洗いの実施、物品の衛生的な取扱い等の基本的な衛生対策を十分に行うことは難しいため、大人が援助や配慮をするとともに、幼児自身が自分でできるようになっていくために十分な時間を確保すること。なお、幼児については、マスク着用によって息苦しくないかどうかについて、教職員及び保護者は十分に注意すること。なお、本人の調子が悪い場合や、持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用させる必要はないこと。
 - ② 幼児期は教えられて身に付く時期ではないことから、幼児が感染症予防の必要性を理解できるよう説明を工夫すること。

- (2) 幼稚園は遊びを通しての総合的な指導を行っており、他の幼児との接触や遊具等の共有等が生じやすいことを踏まえ、次のような配慮や工夫を行う。
- ① 幼稚園教育では、幼児の興味や関心に応じた遊びを重視しているが、感染リスクを踏まえ、幼児が遊びたくなる拠点の分散、幼児同士が向かい合わないような遊具等の配置の工夫や教師の援助を行うこと。
 - ② 時間割がなく、幼児が主体的に様々な場所で活動している実態を踏まえ、適時、手洗いや手指の消毒ができるよう配慮すること。
 - ③ 幼児が遊びを楽しみつつも、接触等を減らすことができるよう、遊び方を工夫すること。
 - ④ 幼児が歌を歌う際にはできる限り一人一人の間隔を空け、人がいる方向に口が向かないようにすること。
- (3) 登降園の送り迎えは、保護者同士が密接とならないように配慮するとともに、教職員と保護者間の連絡事項は掲示板を活用するなどして会話を減らす工夫を行う。

7 学びの保障

感染症の影響により学校の全部または一部を臨時休業とした場合や、罹患したり濃厚接触者となったりすることにより長期間欠席する児童生徒が発生した場合および感染への不安からやむを得ず学校に登校できない児童生徒がいる場合は、状況に応じて次のような手段を通じて確実に学びの保障を行う。

- (1) 別室登校や放課後登校による学習支援
(対面による指導)
- (2) オンラインを活用した学習支援
(一方向ライブ配信や双方向オンライン配信)
 - ①一方向ライブ配信
 - ・定点カメラにより黒板と教師を撮影し、ライブ配信する授業
 - ②双方向オンライン配信
 - ・定点カメラにより黒板と教師を撮影し、ライブ配信することに加え、マイクやチャット機能を活用して、可能な範囲で双方向の送受信を行う授業

- (3) 教科書等を用いた学習課題の指定やドリルプリント等の配付（デジタルドリルやオンラインを活用した課題の配付や指示等を含む）と電話連絡等を併用する学習支援

なお、これらを通じた児童生徒の学習の結果については確実に評価し、可能な限り指導の記録および評定等に反映するよう努める。

8 子どもたちの心のケア

新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する中で、以下のことに留意し管理職のリーダーシップのもと、子どもたちの心のケアについて組織的に対応する。

- (1) 学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等により、児童生徒等の状況を的確に把握する。
- (2) スクールカウンセラー、心のふれあい相談員等による心理面からの支援とともに、学校医と連携した健康相談等を実施する。
- (3) 不登校や虐待など家庭環境の問題を抱えた児童生徒への支援には、スクールソーシャルワーカーの活用を検討する。
- (4) ストレス、不安、不登校、いじめ、偏見等に関し、相談窓口（学校教育支援センター 教育相談室の電話相談や相談メール、『相談ほっとライン@東京』、『考えよう！いじめ・SNS@Tokyo』等）を適宜周知する。

9 教育活動の実施に当たっての配慮事項

- (1) 学校関係者に感染が確認された場合には、感染者や濃厚接触者である児童生徒等が、差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象にならぬよう、十分な配慮・注意をする。
- (2) マスクについては、一律に着用を促すだけでなく、個々の児童生徒等の実情に応じた配慮をするとともに、学校でマスクを着用することの効果や着用する際の注意事項を理解できるよう指導する。また、そのことを保護者等にも周知する。